

改正案

現行

目次

第一章〜第三章 (略)
第四章

第一節〜第四節の十二 (略)

第四節の十三 特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備(第四十九
条の十六)

第四節の十三の二 デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設
備(第四十九条の十六の二)

第四節の十四〜第十節 (略)

第一章〜第三章 (略)

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条
件

第一節〜第四節の十二の二 (略)

第四節の十三 特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備

(特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備)

第四十九条の十六 特定ラジオマイク(七七九MHzを超え七八八MHz以下及び
七九七MHzを超え八〇六MHz以下の周波数の電波を使用するラジオマイク
(次条に規定するデジタル特定ラジオマイクを除く。)をいう。以下同じ。)の
陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければな
らない。

一〜九 (略)

第四節の十三の二 デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無
線設備

目次

第一章〜第三章 (略)
第四章

第一節〜第四節の十二 (略)

第四節の十三 特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備(第四十九
条の十六)

第四節の十四〜第十節 (略)

第一章〜第三章 (略)

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条
件

第一節〜第四節の十二の二 (略)

第四節の十三 特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備

(特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備)

第四十九条の十六 特定ラジオマイク(七七九MHzを超え七八八MHz以下及び
七九七MHzを超え八〇六MHz以下の周波数の電波を使用するラジオマイクを
いう。以下同じ。)の陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合す
るものでなければならぬ。

一〜九 (略)

(デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備)

第四十九条の十六の二 デジタル特定ラジオマイク（七七〇MHzを超え八〇六MHz以下の周波数の電波を使用するラジオマイクであつて、デジタル方式のものをいう。以下同じ。）の陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 通信方式は、単向通信方式又は同報通信方式であること。
- 二 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備、送話器その他総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。
- 三 変調方式は、位相変調、周波数変調又は直交振幅変調であること。
- 四 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、搬送波の周波数から五〇〇kHz離れた周波数の（ kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低い値であること。
- 五 送信空中線は、その絶対利得が二・一四デシベル以下であること。
- 六 給電線及び接地装置を有しないこと。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

第四節の十四〜第七節の三 (略)

第五十七条の三 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二二五MHzを超え一、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無

第四節の十四〜第七節の三 (略)

第五十七条の三 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二二五MHzを超え一、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無

線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、八三六MHzを超え九一五MHz以下又は一、四五三MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

第九節・第十節 (略)

第五章 (略)

附則 (略)

別表第一号 (第5条関係)
周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz)
------	-----	---------------

線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、八三六MHzを超え九一五MHz以下又は一、四五三MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

第九節・第十節 (略)

第五章 (略)

附則 (略)

別表第一号 (第5条関係)
周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz)
------	-----	---------------

		又は kHz をの付を除き、百万分率)
1 9kHz を超え 526.5kHz 以下	<p>1 固定局</p> <p>(1) 9kHz を超え 50kHz 以下のもの</p> <p>(2) 50kHz を超え 526.5kHz 以下のもの</p> <p>2 陸上局</p> <p>3 移動局</p> <p>(1) 船舶局</p> <p>ア 船舶局</p> <p>イ 生存艇及び救命浮機の送信設備</p> <p>1 その他の送信設備</p> <p>(2) 航空機局</p> <p>4 無線測位局</p> <p>5 標準周波数局</p> <p>6 アーチェア局</p>	<p>100</p> <p>50</p> <p>100</p> <p>100</p> <p>500</p> <p>200</p> <p>100</p> <p>100</p> <p>0.005</p> <p>100</p>

別表第二号 (第6条関係)

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
A1A	(略)	(略)
A1B		
A1D		
A2A	(略)	(略)
A2B		

		又は kHz をの付を除き、百万分率)
1 9kHz を超え 526.5kHz 以下	<p>1 固定局</p> <p>(1) 9kHz を超え 50kHz 以下のもの</p> <p>(2) 50kHz を超え 526.5kHz 以下のもの</p> <p>2 陸上局</p> <p>3 移動局</p> <p>(1) 船舶局</p> <p>ア 船舶局</p> <p>イ 生存艇及び救命浮機の送信設備</p> <p>1 その他の送信設備</p> <p>(2) 航空機局</p> <p>4 無線測位局</p> <p>5 標準周波数局</p>	<p>100</p> <p>50</p> <p>100</p> <p>100</p> <p>500</p> <p>200</p> <p>100</p> <p>100</p> <p>0.005</p>

別表第二号 (第6条関係)

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
A1A	(略)	(略)
A1B		
A1D		
A2A	(略)	(略)
A2B		

A2D		
A2N		
A2X		
A3E	(略)	(略)
C3F	(略)	(略)
F3E		
D8E	(略)	(略)
C9W	(略)	(略)
F1B	(略)	(略)
F1D		
F2A	8. 5kHz	1 335. 4MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 2 810MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
F2B		
F2N		
F2X		
	16kHz	1 54MHzを超え70MHz以下又は142MHzを超え162. 0375MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 2 903MHzを超え905MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備 3 1, 215MHzを超え2, 690MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	200kHz	放送局の無線設備
	400kHz	940MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用し て放送中継を行う固定局の無線設備
	6MHz	1, 673MHz、1, 680MHz又は1, 687MHzの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
	3kHz	前各項のいずれも該当しない無線局の無線設備
F2C	8. 5kHz	1 335. 4MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 2 810MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
F3C		

A2D		
A2N		
A2X		
A3E	(略)	(略)
C3F	(略)	(略)
F3E		
D8E	(略)	(略)
C9W	(略)	(略)
F1B	(略)	(略)
F1D		
F2A	8. 5kHz	1 335. 4MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する無線局 (アマチュア局は除く。) の無線設備 2 810MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
F2B		
F2N		
F2X		
	16kHz	1 54MHzを超え70MHz以下又は142MHzを超え162. 0375MHz以下の周波数の電波を使用する無線局 (アマチュア局を除く。) の無線設備 2 903MHzを超え905MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備 3 1, 215MHzを超え2, 690MHz以下の周波数の電波を使用する無線局 (アマチュア局を除く。) の無線設備
	200kHz	放送局の無線設備
	400kHz	940MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用し て放送中継を行う固定局の無線設備
	6MHz	1, 673MHz、1, 680MHz又は1, 687MHzの以下の周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
	3kHz	前各項のいずれも該当しない無線局の無線設備
F2C	8. 5kHz	1 335. 4MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する無線局 (アマチュア局を除く。) の無線設備 2 810MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
F3C		

	16kHz	<ol style="list-style-type: none"> 1 54MHz を超え70MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局 (放送中継を行うものを除く。) の無線設備 2 142MHz を超え162. 0375MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 3 1, 215MHz を超え2, 690MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 	
F2E	(略)	(略)	
F3E	8. 5kHz	<ol style="list-style-type: none"> 1 335. 4MHz を超え470MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局 (放送中継を行うものを除く。) の無線設備 (450MHz を超え467. 58MHz 以下の周波数の電波を使用する船上通信設備及び双方向無線電話を除く。) 2 810MHz を超え960MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 	
	16kHz	<ol style="list-style-type: none"> 1 54MHz を超え70MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局 (放送中継を行うものを除く。) の無線設備 2 142MHz を超え162. 0375MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 3 450MHz を超え467. 58MHz 以下の周波数の電波を使用する船上通信設備 4 903MHz を超え905MHz 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備 5 1, 215MHz を超え2, 690MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 	
	26kHz	25. 21MHz を超え27. 5MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備	
	16kHz	<ol style="list-style-type: none"> 1 54MHz を超え70MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局 (放送中継を行うものを除く。) の無線設備 2 142MHz を超え162. 0375MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局 (アマチュア局を除く。) の無線設備 3 450MHz を超え467. 58MHz 以下の周波数の電波を使用する船上通信設備 4 903MHz を超え905MHz 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備 5 1, 215MHz を超え2, 690MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局 (アマチュア局を除く。) の無線設備 	
F2E	(略)	(略)	
F3E	8. 5kHz	<ol style="list-style-type: none"> 1 335. 4MHz を超え470MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局 (放送中継を行うもの及びアマチュア局を除く。) の無線設備 (450MHz を超え467. 58MHz 以下の周波数の電波を使用する船上通信設備及び双方向無線電話を除く。) 2 810MHz を超え960MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 	
	16kHz	<ol style="list-style-type: none"> 1 54MHz を超え70MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局 (放送中継を行うものを除く。) の無線設備 2 142MHz を超え162. 0375MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局 (アマチュア局を除く。) の無線設備 3 450MHz を超え467. 58MHz 以下の周波数の電波を使用する船上通信設備 4 903MHz を超え905MHz 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備 5 1, 215MHz を超え2, 690MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局 (アマチュア局を除く。) の無線設備 	
	26kHz	25. 21MHz を超え27. 5MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備	
	30kHz	435MHz の周波数の電波を使用するアマチュア局の無線設備	

100kHz	162.0375MHzを超え585MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う移動業務の無線局の無線設備
200kHz	放送局及び54MHzを超え585MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
400kHz	940MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
40kHz	200MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備で前各項のいずれにも該当しないもの
(略)	(略)

第2～第23 (略)

第24 特定ラジオサービスの陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

- 1 周波数偏移が(±) 40kHz以内のもの 110kHz
- 2 周波数偏移が(±) 40kHzを超え(±) 150kHz以内のもの 330kHz
- 3 ステレオ伝送方式のもの 250kHz

第24の2 デジタル特定ラジオサービスの陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、288kHz以下の値とし、電波の型式に冠して表示する。

第24～53 (略)

第54 アマチュア局(人工衛星に開設するもの及びそれを遠隔操作するものを除く。)の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示するものとする。

別表第三号 (第7条関係)

- 1～21 (略)

22 特定ラジオサービスの陸上移動局、デジタル特定ラジオサービスの陸上移動局、コードレス電話の無線局、1,215MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、73.6MHzを超え1,260MHz以下(312MHzを超え315.25MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下及び950MHzを

100kHz	162.0375MHzを超え585MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う移動業務の無線局の無線設備
200kHz	放送局及び54MHzを超え585MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
400kHz	940MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
40kHz	200MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備で前各項のいずれにも該当しないもの
(略)	(略)

第2～第23 (略)

第24 特定ラジオサービスの陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

- 1 周波数偏移が(±) 40kHz以内のもの 110kHz
- 2 周波数偏移が(±) 40kHzを超え(±) 150kHz以内のもの 330kHz
- 3 ステレオ伝送方式のもの 250kHz

第24～53 (略)

別表第三号 (第7条関係)

- 1～21 (略)

22 特定ラジオサービスの陸上移動局、コードレス電話の無線局、1,215MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、73.6MHzを超え1,260MHz以下(312MHzを超え315.25MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下及び950MHzを超え956MHz以下を除く。)、10.5GHzを

<p>超え 956MHz以下を除く。)、10.5GHzを超え 10.55GHz以下又は 24.05GHzを超え 24.25GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局、小電力セキュリテイステムの無線局及び道路交通情報通信を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び18に規定する値にかかわらず、その平均電力が$2.5\mu\text{W}$以下である値とする。ただし、特定小電力無線局のうち総務大臣が別に告示するものスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。</p>	<p>超え 10.55GHz 以下又は 24.05GHz を超え 24.25GHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局、小電力セキュリテイステムの無線局及び道路交通情報通信を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び18に規定する値にかかわらず、その平均電力が$2.5\mu\text{W}$以下である値とする。ただし、特定小電力無線局のうち総務大臣が別に告示するものスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。</p>
--	--